

議 事 日 程 (第3号)

令和6年3月12日(火曜日) 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第17号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第18号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第19号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第20号 東白川村定住促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第21号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第22号 令和6年度東白川村一般会計予算
- 日程第8 議案第23号 令和6年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第9 議案第24号 令和6年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第25号 令和6年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第11 議案第26号 令和6年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第27号 令和6年度東白川村簡易水道事業会計予算
- 日程第13 議案第28号 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算
- 日程第14 議案第29号 東白川村公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員(7名)

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	副村長	桂川憲生
教育長	神戸誠	総務課長	河田孝
村民課長	安江透雄	産業振興課長	伊藤秀人
地域振興課長	今井信和	建設環境課長	有田尚樹
保健福祉課長	安江修治	保健福祉課長	桂川のぞみ
診療所事務局長	安江輝彦	会計管理者	今井英樹

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
書 記 居 石 浩 之

◎開議の宣告

○議長（今井美道君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（今井美道君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江真治君、7番 樋口春市君を指名します。

ここで暫時休憩とします。休憩中に全員協議会を開催し、昨日に引き続き新年度予算の全協質疑を行っていただきます。

午前9時35分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（今井美道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第17号から議案第28号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

上程中の日程第2、議案第17号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第13、議案第28号 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算までの12件について一括して質疑を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計説明資料で、一般会計の150ページ、最下段、こちらは予備費のことなんで、この説明の中身等はあれですけど、金額的にはここに200万という数字が上がっています。

今回、能登の震災の日に、与党が国の予備費をまず使って、最初の初動の対応に充てられておりました。そこで、そのときに野党のほうから予備費を勝手に使うなみたいな議論がありましたけど、逆に、与党からすると予備費はこういうときのためにあるんだから、まずはそれを使って現場を処理させてくださいという答弁で見事に収まったわけですけど、実はこの予備費というやつの存在が

ずうっと今まででありながら、大体的場合は、必要に応じて専決等で処理されていることが多かったんですけど、じゃあこの村におけるこの予備費200万というのは、実際にはどういうときに使われる予定になっているのか。

それと、もう一個は予備費をこの議会において許可したということは、最終的にはこの200万は、その使用予定の範囲内でありましたら議決を経ずして多分使えることになるかという、これが予備費の本質であろうかと思えます。そこで、この予備費は現実としてはどういうときに使われることを想定してみえるのかということをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（今井美道君）

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

議員の御質問にお答えします。

予備費につきましては先ほどお話が出ていましたように、一朝有事の際ですとか、この予備費については議決を通過しておるわけでございますので、補正予算を立てるとかそうしたことを待たずにすぐに使えるというようなことがありますので、そうした一朝有事の際に使うようなことを想定して予算を組ませてもらっております。

[挙手する者あり]

○議長（今井美道君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

そうなったときに、この200万という数字の算定基準がもしあるのならば200万ですし、過去においてはほとんど使われていない予備費ですので、今の議論からすると200万という数字が本当にいざというときに足りるのか、逆に言うと、好き勝手に使えるから、これが多過ぎると村長の一存で勝手に使われてしまうという怖さもありますけれども、この算定基準というのをしっかり持つべきではないかと思うんですが、これについての200万の根拠を取りあえずお教え願います。

○議長（今井美道君）

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

今200万の根拠という御質問でしたけれども、予備費につきましては、ずうっと長い間この金額で来ております。ですので、前例を踏襲してというようなことで予算を組ませてもらっておりますし、実質、200万円を使わずに済んできているということはそれは逆に言うありがたい話で、ほかの予算でしっかり足りてきたという意味もございまして、そのための予備費かなということの理解で予算化をしておるものでございます。

○議長（今井美道君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

予備費の執行については、その基準を設けたらどうやという御意見だというふうに承りましたけれども、違いますか。

○6番（桂川一喜君）

そうです。

○村長（今井俊郎君）

専決のときに一度議論があって、村長に権限を与え過ぎて何でも専決されたら困るのでこういう基準でみたいなお話がありましたよね。それと同じような議論が今あるかなと思いますけれども、私も予備費を簡単に使うというようなことは到底思っておりません。

ただ、予算額がちゃんとあって、その上で言わば特殊事情でどうしても少し足りない、これを流用をかけてほかの予算から持ってきて使うことが適切かどうかという判断を私がします。もし、どうしてもその予算も持ってくるのができるときにこの予備費を足せばこの事業が、事業とかほとんどが修繕とかそんな感じになろうかなとは思いますが、完成できるというときには予備費を使う、そんな基準を自分の中では持っています。

ただし、専決のときと同じように、予備費についてももともと、もう一回その予算を見直して充当したほう、予備費を充当といいますか、充当のほうの予算をしっかり見直して議会のほうに御説明をするというようなことはやっていきたいと思えますし、今までもやってきたつもりでございます。

最近、ちょっと流用が多いぞというのは職員に苦言を呈しておりまして、課内の中に持つておる予算の中で流用、流用でいろんなことをやるというのはあんまりよろしくないというふうには思っていますので、できる限りきちっとした予算を立てて、補正予算を立てて、6月、9月あるいは臨時会で先を見通してやっていきたいという。

これはちょっと裏腹がありまして、修繕なんかやと迅速性が多少欠けてくる部分があるわけですね。3月議会が終わるまで待って下さいというようなことがあるわけですが、そこはちょっとそのときの判断で、水道なんかはとても給水を止めるなんてことは何か月もやっておられませんので、こういう場合は充当なり、あるいは流用などで、もし修繕費が足りなかった場合にはやる必要があるというふうには思いますが、少し待ってもらえればここをちゃんと直せるよというようなときはきちんと予算立てをして、補正を立ててやっていきたいと、こういう財政運営をしたいというふうに自分は今考えておりますので、今後とも、この予備費については慎重に使っていくという答弁をさせていただきます。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

簡易水道事業についてお伺いをいたします。

管路施設の耐震化の長寿命化について、財政状況を見ながら実施するというふうな表現をされておりますけれども、今の時期、能登災害もありましたですけれども、地震災害が頻発し復旧作業に四苦八苦しているときですので、この際、ある程度は効率的に優先して、この復旧作業のための積立てをする計画があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（今井美道君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

この復旧についての積立ての計画は持っておりません。むしろ、今回の予算にお示しをしたのは、非常にいつもかも、いわゆる修繕をしなきゃいけないところをちょっと前倒しでやっていこうよということです。もうちょっと大きい計画の中で、管路のいわゆるつくり直す計画をしっかりと立てたときにはそういった措置も必要かなとも思いますけど、今のところ、積立てをやるつもりはないです。してもおりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美道君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ある程度、今復旧前の予防などのですね。その工事をやっていただけるということですので、村民に対して安全・安心を与えられる行政を担っていただきたいと思いますので、質問の答えとしてはそれで受け止めます。ありがとうございました。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

せんだってというか、今回の条例の改正案が出ておる東白川村定住促進条例のことですけれども、全協でも実は質問をして、確認はした後での追加の質問になりますが、この条例で今回定義をいじることによって、この村に長く住み続けるという覚悟を住宅の購入もしくは住宅の取得という形で確認を取れていることにより、住民登録をした時点で定住の意思があるということを確認できるという、ある意味すばらしいアイデアで、定住というのを何も10年、5年住んでいなくても、あなたは定住の意思がありますねというのを確認することによって、その下にあるいろんな様々な補助が受けられるという。

そこに今回、親族が所有していた、親族が権利を持っていた家であっても、そこに住むことによって住民票を移した時点で定住の意思があるということを確認できるという改正だと思われま。非常に、定住の意思を確認するという意味においては本当に有効な方法であって、いい感じの改正になっているかと思えます。

ただ、1個だけちょっと不安になっているものは、確かに住所のなかった者が住所を持つという定住の意思というのはもう本当にすばらしい確認です。そして、今までずうっと長きにわたって住んでいる人、10年も20年も、その人は当然現時点で定住の意思があろうかと思われるので、これはもう定住の意思があるものとして、実際に4条の(2)以降は、ずうっと既に定住している人に対して手厚い手当てをすることによって、今後も定住を続けてくださいという意図の条例になっています。皆さんの手元には全文がないと思いますので、全文を読みますとそうになっています。

ただ問題なのは、実は人の気持ちというのは一番最初の熱いとき、もう来る瞬間は熱いので、この条例でうまく救えます。そして、長く住んでいる人はもう既に安定しているので、この条例で定住というものを確実にしていくことがあろうとは思いますが、現実には3年目とか5年目とか、よく三、五という数字がよく言われますけど、意外とその辺りが一番今後の人生を見直したり、人生の転機が一旦やってきてしまう。そのときこそ一番不安定になりがちで、実はこの条例で1か所だけ落ちていると思うのは、一番不安定な人、要は意思が強い人はもうこれで救えるんですけど、一番不安定な人というのが抜けているので、今回の条例の制定に反対するのではなくて、今後、その不安定な人というのをもう一度しっかり壇上上げて、定住を諦めない、定住しようと思っていた人が諦めそうになる瞬間というのをどうやって救っていくかということについて今後検討していただけないかということに関して、御意見だけいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（今井美道君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

転出しようとする人をいかに止めるかというお話ですよ、違いますかね。ちょっと質問の趣旨はそんなように取れたんですけど、お答えにならんかもしれませんが、今回の新しい条例改正で、新たに長いこと住まわれなかった方が入ってこられた場合は、先ほど全協質議でも課長が説明したように、規則のほうでいろんな細かいことは決めさせていただきますので、この場合補助金は、やっぱり5年は住んでいただきたいという、今3年、5年と、5年は一つの条件にしていこうというふうには思っています。規則のほうで、5年以内に気が変わったらそれは返還があり得るよという規則にしていけないかなというふうには考えております。

ただ、いろんなことが想定されまして、せっかく来たんやけれども、家庭の事情で2年でやっぱり戻らなきゃいけないわとかそういうことは当然起きてくるので、そういう形にさせてもらうというふうには思っております。その人を止めるということについての何か施策というのは、ちょっと考えてはおりません。それは個人の生活、住所を選ぶ権利は憲法で保障された権利ですので、そこに何とかおってくださいよという干渉をすることはなかなかできないのではないかなと、今率直に思ったところであります。

あとは、今まで定住してみえる方については、この定住促進条例はずうっとずうっと長きにわたって、例えば高校生の通学支援なんかも、その対象になっておる間はずうっとその恩恵を受けられるということになっていますので、格差とかそういうことではないのではないのかなというふう

は常に思っております。答弁になりましたかどうかは分かりませんが、以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美道君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

僕の質問の仕方が悪かったなというのを反省しています。

実はどういう人を救ってほしいかという、住所を既に持っていて、実は賃貸等で3年ぐらいたった人がさあというときに実はこの条例がうまく働いていなくて、住所を先に持っている人がどうしようかというときにどんどん外れていってしまうんですね。新たに、購入と同時に転入される人はうまく拾っていただけるんですけど、まずはお試しとはいいいませんが、住宅を買うまでではないが取りあえず3年ぐらいい村で過ごしたときというときに、残念ながら漏れてしまいますよね。

これは全協の中で、地域おこし協力隊の3年後も同じような問題が起きていまして、ちょうど3年目に一番不安定になったときにちょうど援助が当たってこなくて、それがきっかけで転出してしまふ。単純な転出に対しての止めじゃなくて、ちょうどお試し期間が終わる3年、5年目ぐらいのときの補助がここでは漏れているので、今後ぜひとも考えていってほしいという質問だったので、もう一度聞くことになりましたが、村長、意味が分かりましたかね。

○議長（今井美道君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

今、実際ここに住所を置いていて、賃貸に入ってみえる方、それは住む意思があってこの村にお見えになったけれども住宅はまだ持っていないという段階で、その3年、5年の間に人脈ができて家を買う段取りになった場合には一応そこで不動産を購入、あるいは無償でいただく場合もあるかもしれませんが、その不動産を手に入れた段階で新規の定住をするというみなしにしております。

それで、例えば兄弟があって、次男、三男さんがずうっとこの村に住んでいて、新しく新屋、新しく家を建てるというときも新規で不動産を取得しますので、その方と同じように対象にするという制度の内容にしておるつもりでございます。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

以前からいつ起きてもおかしくないと言われている南海トラフ地震、こういったいつ起きるとも分からない自然災害への備え、備蓄品をここでもう一度、昨日に引き続き確認をさせていただきま

す。さらに努力していただけるのか、お願いをいたします。

○議長（今井美道君）

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

防災備蓄品につきましては、昨日も全協でお話をさせてもらったとおりでございますが、更新のものも含めてまた購入をさせていただきますので、それと、昨日また話が出たとおりでございますが、今の能登半島地震のほうへは9人の職員も派遣で出ております。そうしたこと、実際に現場で見聞きしてきたことも踏まえて、また新しい対策というようなことを検討していきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（今井美道君）

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

今後、災害への様々な備えをしていただけることが、村民の皆さんが今後も安全・安心をして暮らしていただけることにつながっていくものと思いますので、よろしくをお願いをいたします。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

1番 安江真治君。

○1番（安江真治君）

元日に発生した能登半島の大地震は甚大な被害をもたらし、改めていつどこで発生するか分からない地震の脅威を知らしめました。地震のみならず、豪雨、猛暑といった自然災害が毎年各地で発生し、防災の重要性は高まる一方です。曲坂、西洞地区の砂防工事の早期完成の推進、道路橋梁の点検補修、落石防止対策工事等防災関連事業を進めると同時に、今回の能登半島地震の被災地に派遣した職員の経験を活用し、各地区の防災組織の強化、避難所運営等、災害発生時の対応の強化を図ることが求められます。

足かけ4年に及んだコロナ時代が終わり、中止、縮小されていた各種行事等が以前のように再開され、各地区で人々の交流が活発になり、明るさを取り戻しています。毎年5月に開催されるつちのこフェスタは、コロナ期間を経て昨年リニューアルし、再び高い関心を集めています。今年もこのつちのこフェスタが成功し、地域産業の活性化につながることを期待されます。

また、昨年からふるさと納税の受入れが拡充され、寄附金の増加につながっています。ふるさと納税は、返礼品を通して地場製品の販売につながる大切な窓口として、さらなる拡充を期待します。

昨年発足した越原上集落営農組合は、集落支援員のリーダーシップの下、期待に応える成果を上げました。今後も組合員と面積を増やしながら、各地区への広がりが期待されます。一方で、長年にわたり本村の基幹産業とされてきた林業、茶業経営は年々その厳しさを増しており、とりわけ茶業に至っては存亡の危機にあるとさえ言えます。従来への支援に加え、新しい取組、人材の発掘等、行政との連携を強化し、対策を講じることが求められています。

住宅産業をはじめとする村内の事業者は、人件費及び物価上昇の中、難しい事業運営を強いられており、つちのこメンバーズカード、つちのこ商品券、つちのこマルシェ、フォレストスタイル、林業活性化担い手育成事業等、多面的な支援が引き続き必要とされます。

本村のみならず国の課題でもあります人口減少と高齢化問題、人口減少については、積極的に移住者を受け入れることによって、その速度を緩やかにする取組が一定の成果を上げています。従来どおりの医療、福祉、介護といったサービスに加え、10月からは新たな公共交通、東白川つちのこバスの運行がスタートし、高齢者も安心して住みよい村となることが期待されます。

村の将来、国の将来を担う子供たちへの支援は我々の重要な責務であります。従来からの子育て支援メニューの拡充により、出産から高校卒業まで継続的に支援されることは重要です。

また、小・中学校を義務教育学校とするための準備が始まりますが、子供だけでなく村民、村の将来にも影響を与える重要な事業であります。準備を進めるに当たり、慎重な検証や丁寧な説明が必要であると考えます。

老朽化が進み、各地区で漏水が発生する水道管については更新が必要となっています。大きな費用が発生する事業ですので、長期的な計画の下着実に進める必要があります。

国保診療所をはじめとする特別会計については、安定的な運営が認められ、持続的なサービスが提供可能となっています。令和6年度予算は財政規律を意識しつつ財源を確保し、適切な配分により、安定的かつ持続的なサービスが提供可能となっています。今後の職員の意識改革と労働生産性の向上に取り組み、村民の要望に応えられる行政運営が実施されることを期待して、令和6年度予算案の承認について賛成します。

○議長（今井美道君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第28号 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算までの12件について、新年度予算関連として一括して採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第17号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第28号 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算までの12件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

全員起立です。御着席ください。したがって、議案第17号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第28号 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算までの12件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第14、議案第29号 東白川村公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

議案第29号 東白川村公の施設の指定管理者の指定について。東白川村公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和6年3月12日提出、東白川村長。

施設の名称につきましては、宮代オートキャンプ場でございます。指定管理者はNPO法人青空見聞塾、所在地は東白川村五加1349番地でございます。指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間でございます。

通常、公の施設の指定管理者につきましては、5年に1度の更新を行いますが、この宮代オートキャンプ場につきましては、村の総合計画や個別施設の計画などの位置づけを考慮して、通常5年間の契約を単年契約とさせてもらっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号 東白川村公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号 東白川村公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（今井美道君）

日程第15、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

令和6年3月12日、東白川村議会議長 今井美道様。閉会中の継続調査の申出。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

1つ、会期及び会期延長の取扱いについて。1つ、会期中における会議日程について。1つ、議事日程について。1つ、一般質問の取扱いについて。1つ、議長の諮問事項に関する調査について。1つ、その他議会運営上必要と認められる事項。

よろしくお願いします。

○議長（今井美道君）

お諮りします。委員長から申出のあった事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会における議決事項について、会議規則第44条の規定により、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（今井美道君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉

会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

令和6年第1回定例会を閉会します。

午前11時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員